

反戦情報

2022・5・15 No.452

2001年2月9日第3種郵便物認可 第452号
2022年5月15日発行（毎月1回15日発行）

ロシアのウクライナ侵略と日本国憲法



ロシア軍の砲撃で破壊・炎上するアゾフスターリ製鉄所（上）／改憲策動を糾弾する5・3憲法集会（東京・有明）

| | | | |
|---|----|--|----|
| 〈巻頭言〉 ウクライナ危機と火事場泥棒 | 2 | 〈山口から〉 自民党による山口県庁ぐるみ選挙の実態 藤本かずのり | 14 |
| 〔焦点〕 ロシア・ウクライナ戦争と二重の核の脅威 豊島 耕一 | 3 | 〈沖縄報告〉 基地内調査と住民健康診断の実施を要求 —PFAS汚染からいのちを守る県民集会に44人— 沖本 裕司 | 16 |
| 〈論壇〉 「ウクライナの悲劇」を考える —「法」という視角を導入して考察する— 立山 紘毅 | 6 | 〈海外事情〉 アフガニスタンで何が？（6の②） 【2002～2006回想】 谷山 博史 | 18 |
| 〈資料〉 NATO東方拡大とウクライナ・ロシア関係（略年表） | 9 | 〈原爆〉 トルーマン米政権、対日原爆使用の謎（7） 哲野 イサク | 20 |
| 〈読者の声〉 のさばる日本の「プチ・プーチン」 坂田 光永 | 10 | 〈映画の世界233〉 『誰も知らない』 鈴木 右文 | 23 |
| 〈教科書問題〉 「検定基準」政治的悪用で一線越えた検定の違法違憲状況 —マスコミが見落としている編集者達の反撃に注目— 高嶋 伸欣 | 11 | | |

この5月3日、日本国憲法が施行されてから75回目の記念日を迎えた。この2年、コロナ禍で中止されていたが、今年3年ぶりに東京・有明防災公園で大規模な憲法集会が開かれ、約1万5000人が参加した(表紙写真参照)。

ロシアのウクライナ侵攻をきっかけに改憲派が憲法9条の「改正」論を声高に叫ぶなか、「専守防衛」を旨とする戦後日本の「防衛政策」を露骨に攻撃、「敵基地攻撃能力の保有」論さえ「当然視」するような風潮も生まれている。集会では「残念ながら9条は戦後最大の危機を迎えている」(大江京子弁護士)との危機感も表明されたが、上智大の中野晃一教授は「戦争を防ぐには抑止力と、先に攻めるつもりがないというメッセージが重要」で「9条をなくせば抑止力に頼るしかなくなり、無限の軍拡につながる」、「9条を守ることが安全保障につながる」と強調して、改憲論を鋭く批判した。

このたびのロシアによるウクライナ侵攻は、第二次世界大戦後の

世界秩序を根底から揺るがし、「力による国境線の変更」を、ほかもなく国連安保理常任理事国が公然と押しすすめたという点で、それまでの「紛争」とは画期をなす。「自国の領土や権益の無法な拡張」「侵略戦争」と呼ぶほかに、いかなる理由をつけようとも到底、合理化できるものではない。正義にもとるものだ。ロシアは即刻停戦し、自国の軍隊を国境線内に引

〈巻頭言〉

ウクライナ危機と火事場泥棒

き揚るべきだ。

われわれ日本人にとって、今、最も警戒すべきなのは、こうしたロシアの、不法なウクライナ侵攻の危機に乗じて「火事場泥棒」的ふるまいを強める「改憲論」だろう。その最たるものは、安倍晋三元首相らが主張する「敵基地攻撃能力の保有」論や「日米核兵器共有」論だ。しかし、わずか数年前、故郷・山口県の温泉地に他でもな

いプーチン大統領を招待して「ウラジミール・シンゾー」の緊密な関係を誇示していたのが安倍晋三首相(当時)その人だったことを忘れるわけにはいかない。シンゾーはこのことに一切口を噤んでいるが、その相手が今やウクライナや同国への援助を強める「西側」に「核兵器使用の脅し」をかけているのだ。

ところで、ロシアのウクライナ

侵攻を機に、「戦争の放棄」「戦力の不保持」「交戦権の否認」を規定した日本国憲法9条の平和主義を「お花畑」的な「超楽観論」と攻撃する論調が今更ながら、強まっているが、内田樹氏が興味深い論考を提示しているので、若干、紹介したい(『憲法が「空語」で何が悪い』『週刊 金曜日』4・29、5・06合併号 No.1375)。彼は言う。「憲法というのは『そ

こに書かれていることが実現するように現実を変成してゆく』ための手引きであって、目の前にある現実をそのまま転写したものではない。「フランスの人権宣言もアメリカの独立宣言も…どれもその時代においてはまったく現実的ではないことが書かれている」が、そこには起草者の強い願望が込められている。「例えば、アメリカの独立宣言には『万人は生まれながらにして平等である』と書かれている。だがそう『宣言』されてから奴隷制は86年続き、『公民権法』が施行されるまで188年を要し、BLM運動はこの『宣言』が『空語』であることを証明した」。しかしだからと言って『万民は生まれながらにして平等ではない』という独立時点での『現実』をそのまま受け入れてそう宣言に書き込んでいたら、アメリカ合衆国は今のような国にはなっていないかっただろう。日本国憲法9条2項と自衛隊の存在の齟齬についても同様だという。重要な指摘だと思う。

(編集部N)

ロシア・ウクライナ戦争と二重の核の脅威

豊島 耕一

ロシアのウクライナ侵攻、プーチンによる核使用の脅し、そして原発までが戦火に襲われるという事態は、我々にあらためて戦争と核の問題を突きつけている。

核兵器と原発という二つの核技術は、戦争によって想定される被害を桁違いのものにしている。核兵器についてはあらためて言うまでもないだろう。核の「平和利用」とされた原発は、戦火のウクライナでは今や巨大な「放射能地雷」となっている。稼働中の原発には、チェルノブイリと福島原発事故で思い知らされたように、膨大な量の放射能が溜め込まれているが、さらに桁違いに多いのは使用済み燃料プールである。福島原発事故の時、原子炉は停止中だった4号機の燃料プールは、「宙に浮かぶ裸の原子炉」として、事故発生から1年以上も国家的な脅威であり続けた（その燃料1535体の全部の撤去が完了したのは実に2014年12月のことであった）。

ウクライナには稼働可能な原発がリウネ、フメルニツキ、南ウクライナ、ザボ

リージャの4ヶ所15基あり、ロシア軍がウクライナへ侵攻を開始した時点では13基が稼働、停止中は定期検査中だったりウネ1号とフメルニツキ2号である。5月3日現在、稼働は7基に減っている。

1986年に大事故を起こしたチェルノブイリ原発は、事故後も稼働していた3基とも2000年までに運転を終え、廃炉プロセスにある。

ウクライナの現役の原発は全て、日本やアメリカの加圧水型と同じのタイプである。1982年までに運転開始のVER440という型名のもの（リウネの4基うちの2基）は原子炉格納容器を持たないが、1987年以降運転開始のVER1000（他の全て）については安全性は西側同等の水準と見られている。電気出力は前者が42万kW、後者が100万kWである。

各原発に貯蔵されている使用済燃料を合計すると、2017年時点で3万637体（うちザボリージャの3354体は乾式貯蔵施設に収容）、ウラン換算で5

947t²である。ちなみに日本は2021年現在1万6280t¹である。

●原発をめぐる事態の推移

ロシアの、原発への「攻撃」がどう行われたかを見てみよう。「原子力資料情報室」のサイト³がロシア侵攻後の詳しい時系列情報を提供しているので、その内容を原発ごとにまとめ、かいつまんで紹介する。

〈チェルノブイリ原発〉

2月24日にベラルーシ側から侵攻したロシア軍がチェルノブイリ原発を占拠し、空間線量の上昇が観測されている。

その後、モニタリング用ウェブページがダウンした。後に明らかになるが、この時ロシア軍部隊が、立入禁止区域内にある「赤い森」に塹壕を掘り、被ばくして入院することになったという。急性放射線症候群になった可能性があるとの報道もなされた。もちろん長期的な内部被曝

を受けることになるだろうが、急性症状が出るほどの線量ではないとの報道もある⁴。

3月9日、750kV送電線がロシア軍の攻撃により停止した結果、チェルノブイリ原子力発電所への送電ができなくなった（ウクライナ国家原子力規制局の発表）。原発自体は既に運転を停止しているのに、電源を失ったことで重大な危険が生じるのは使用済燃料プールである。チェルノブイリの4基の原発のうち2000年まで運転していた3号機の分まで含めて、それらの燃料の発熱量は100kW程度で、自然冷却による余裕は1カ月程度と見積られた⁵。

一方、ロシア側は翌日、これはウクライナ側の変電所と送電線への攻撃によるもので、非常用ディーゼル発電機はロシア側技術者が速やかに稼働させたと発表。ベラルーシ側からの送電により電力は復旧したと述べたと報じている。3月14日にはウクライナ側も送電の再開を発表した。

ロシア軍はチェルノブイリから3月31日に撤退を開始、翌日、ウクライナ側もこれを確認した。4月10日、原発の作業員のローテーションが実施されたが、道路橋が破壊されており、ベラルーシを経由する鉄道ルートも使用できないため、プリピャチ川を船（水上バイク？）で渡ってローテーションが実施されたという。

〈ザポリージャ原発〉

2月末から3月初めにかけてロシア軍は、ウクライナ東南部に位置するザポリージャ原発にも侵攻する。3月4日、ウクライナ国家原子力規制局は1号機の原子炉建物が損傷したこと、使用済み燃料乾式貯蔵施設に2発の砲弾が当たったことを発表した。

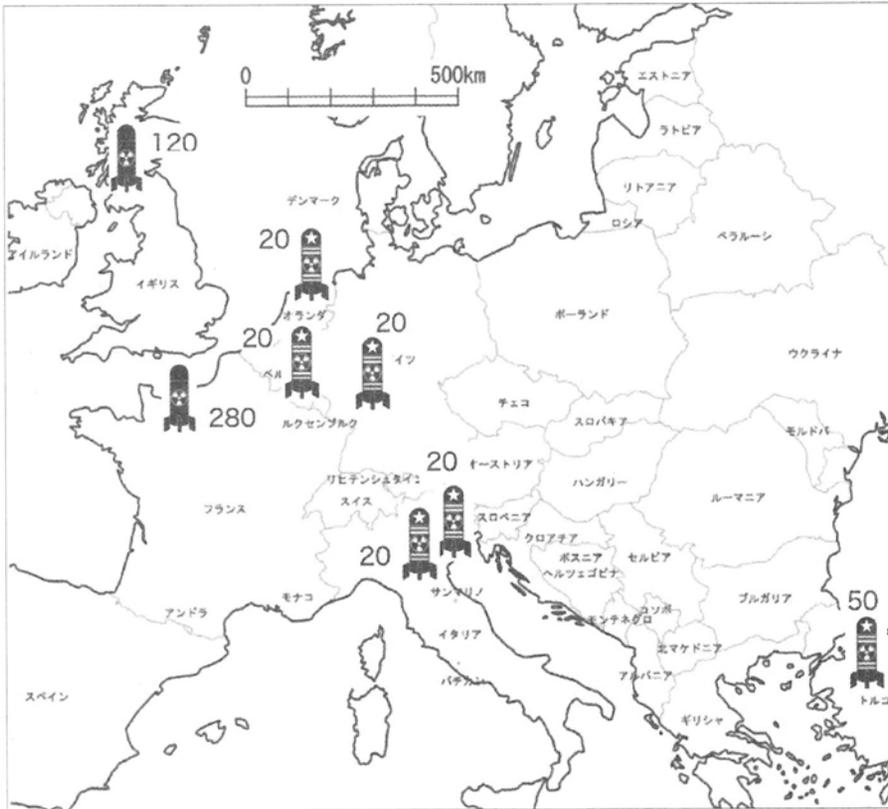
3月7日、ザポリージャ原発には（ロシアの）約50台の重機、少なくとも400人のロシア側部隊、14人のロシア側ジャーナリストが入ったと、ウクライナ原子力公社が発表した。送電線の切断も起こっている。

ウクライナ原子力公社は3月12日、ザポリージャ原発の幹部が、ロシア側から、同原発はロシアのロスアトム（Rosatom）の所有となること、ロスアトムの基準に従って運転しなければならぬと通告を受けたと発表、職員はロシア側の銃口の下、業務を実施すると話している

ことである。一方、IAEA（国際原子力機関）のグロッシ事務局長はロスアトムの社長との電話会談について、ロスアトムはザポリージャ原発に同社の専門家が限定的に滞在しているものの、ロシア

アトムが運転管理を行っていることや、同社の「管理システム」下におくことを意図したのではないとの見解を示した。

3月18日、IAEAはウクライナから、



西ヨーロッパ配備の核（英・仏以外は米国の核）

ザポリージャ原発は3本目の送電線が切断されたものの、待機中含め、2本が接続されており、安全上の懸念はないと報告を受けた。4月29日、ウクライナ南部の330kV送電線が損傷したため一時出力を下げたが、翌日復旧している。

〈他の原発〉

ザポリージャとチェルノブイリ以外の3つの原発は攻撃を受けていない。ただ、ウクライナによれば、南ウクライナ原発に4月16日に巡航ミサイルが飛来したという。またウクライナ西部のリウネ原発では、3月23日、原発に核燃料を輸送したロシアの会社の社員4名がウクライナ側に拘束されているとロシア政府がIAEAに報告した。ウクライナ側は逆に保護を主張している。この4名は4月12日に捕虜交換によってロシア側に還されたとのことである。

今までのところ、原子炉や燃料プールが損傷を受けるような事態には至っておらず、不幸中の幸と言えよう。当初、メディアでは「ロシアが原発を攻撃」という表現が見られたが、原発それ自体を攻撃すれば何が起きるかロシアも知らないはずはない。目的は原発を占領して、電力を支配することが目的であったらう（だとするとなぜチェルノブイリ原発を押さえようとしたか疑問が残る）。しか

し、ただでさえ危険な原発のことであり、戦闘の中でどのような不測の事態が起きるか分からない。燃料プールのミサイルが直撃すれば、福島原発事故で「東日本壊滅の危機」と言われた、まさにその事態が起こりうるのだ。燃料プールの放射能は原爆の比ではない。ウクライナに比べて原発は2倍以上、使用済燃料も3倍近く持つ日本にとって決して他人ごとではない。たとえ「専守防衛」でも、国土を戦場にするような事になれば、日本列島全体の運命を天に任せるということになるだろう。

●ヨーロッパの核兵器配備の概要

プーチン大統領はウクライナ侵攻開始から4日目の2月27日、戦略核部隊に「特別警戒」を命令し、核兵器使用を示唆した。その後も同様の発言を繰り返している。ラブロフ外相の「国家の存続が脅かされれば使用され得る」という言葉⁶は、国際司法裁判所が1996年に「核兵器は国際法違反」と断じた「勧告的意見」のE項、「国家の生存そのものが危機に瀕しているような自衛の極端な状況において、核兵器の威嚇または使用が合法であるかまたは違法であるかを決定的に結論することはできない」というフレーズを利用する意図があるのかも知れない。

ない。

残りの紙幅では、ヨーロッパの核の配備の状況を概観してみる。3年前に失効したとは言え「中距離核全廃条約」の期間が長く続いたので、欧州にはアメリカの核は配備されていないかのような錯覚を持ちそうだが、航空機搭載の戦術核はれっきとして存在している。まず、核兵器国として自前の核を保有・配備しているのは英仏の2カ国で、英国は全て、フランスも主に潜水艦搭載で、それぞれ120発、280発を配備している。アメリカの核弾頭はベルギー (Kleine-Brogel)、ドイツ (Büchel)、イタリア (Aviano, Ghedi)、オランダ (Volkel) にそれぞれ20発、トルコ (Incirlik) に50発が配備されている⁷。ウクライナは旧ソ連からの分離独立時に、配備されていた核を全てロシアに引き渡している。

対してロシアは、戦略・戦術核合わせて4330発を配備または貯蔵しており、数の上ではアメリカの3800発より多い。戦術核に関しては全て中央貯蔵されているとしている。

キューバ危機の再来とも言える危機的状況が続くが、多数の原発の存在は、核使用による惨事が桁違いのものになるという点で、当時とは大きく異なる。原発は放射能の量、半減期の長さの点では、原爆とは比較にならないのである。特に、

使用済燃料施設を核が直撃すれば、ヨーロッパの小国の面積に匹敵するほどの土地で、百年以上にわたって人が住めなくなるだろう。「75年間は草木も生えない」がリアルとなるのである。これがヒロシマ、ナガサキとの大きな違いである。この戦争で、核兵器禁止条約全面実施の緊急性を多くの人が学ぶことを願うばかりである。

この文を書くにあたってヨーロッパの軍事基地の所在をグーグルマップで何箇所か調べたが、ズームアップすることによって新しく見えてくる基地の多さに驚愕した。なぜこんなに、どこにもどこにも造ってしまったのか？ カントは2000年以上前に「常備軍そのものが先制攻撃の原因となる」と書いた⁸。護憲勢力の一部にもある、常備軍を前提とした「専守防衛」論⁹ 紛れもない解釈改憲¹⁰ からも脱却する必要がある。現に、ウクライナがまさにに行っている「専守防衛」の戦争がいかに悲惨な事態に発展しているか、武器の巨大消費イベントになっているかを見れば明らかだろう。「攻められない・攻めない」政治を構築するとともに、非軍事の国家防衛すなわち「代替防衛」(alternative defence)の方法論の研究が急務である。

(とよしま こういち／佐賀大学
名誉教授)

【筆者注】

- 1 旧ソ連圏の原発の安全性についての参考文献・森谷潤「VVERの安全性と国際協力」、日本原子力学会誌、第35巻No.10 (1993年) (https://www.istrage.jst.go.jp/article/jaesj/1959/35/10/35_10_9051.pdf)
- 2 単位tU (トンウラン) は使用済燃料の重量を表す単位であり、照射前金属ウラン質量に換算したものである。
- 3 原子力資料情報室、ウクライナ原発状況アップデート。(<https://enic.jp/41496#update>)
- 4 ニューズウィーク日本版4月1日付。
- 5 日経クロステック、3月11日付、神戸大・牧野淳一郎氏の記事。(<https://xtech.nikkei.com/atcl/nxy/column/18/00001/06629/>)
- 6 時事、3月23日。(<https://www.jiji.com/jc/article?k=2022032301036>)
- 7 ピースデポ「核兵器・核実験モニター」574-5号(2019年9月1日号)。
- 8 イマヌエル・カント「永遠平和のために」、邦訳が多数出版されている。

□□□

「ウクライナの悲劇」を考える

—「法」という視角を導入して考察する—

立山 紘 毅

「ウクライナ危機」を見ると、柳条湖事件から満洲事変、そして国際連盟脱退を経て、日本が引き返し不能地点を越えた約90年前が二重写しになるが、当時と異なる点を少なくとも二つ、一つに国際連合を中心として「法」がまがりなりにも整備されてきたこと、二つに情報の量と速さが格段に増大して、民衆も国際問題に一枚噛めるかの様相を呈してきたことも指摘できる。

ここで単純化した世界を考えてみる。

まず、主たる紛争当事国として陸続きのX国とY国を仮定する。両国は古くから人の往来が盛んだが、X国は法の支配に基づく自由と民主主義の体制にあるものの、Y国では強権的な体制が民主主義を形骸化して、Y国内のX国系住民を圧迫している。

国連は人権理事会等を通じてY国を非難するが、かえって抑圧は強まり、国境地帯に軍を出して封鎖するだけでなく、X国への挑発も繰り返した。X国系住民はY国内のみならず、国境を越えてX国

へ流出する混乱に直面してX国軍も国境地帯に集結、一触即発状態になった。また、X国系住民はその居住地を独立させるべくY国軍とも衝突し、同時にX国政府に支援を求めた。X国は自身の安全が脅かされる事態と判断して武力攻撃の決意を固め、警告として国境地帯にあるY国領内のダムを空爆した。

▼「自衛権行使」という名の

「正しい」戦争

この場合、両国間の紛争とY国内における人権抑圧に国際法はいかに臨むべきかも問題となる。ところが、素朴な正義感に反して、非は全面的にX国にある。

なぜなら、X国の行動は国連憲章2条3項及び4項違反、すなわち紛争の平和的解決の義務及び武力行使の禁止に違反するからである。また、伝統的な国際法觀念に基づくと、Y国内におけるX国系住民の抑圧はY国内の問題にすぎない。たとえ国連といえども、「いずれかの国の

国内管轄権内にある事項に干渉する権限を国際連合に与えるものではない(憲章2条7項)から、Y国は自国の領土内で何を煮て食おうと焼いて食おうと勝手、これが国際「法」である。むしろ、この流れでX国がY国内のX国系住民独立を援助すれば、戦後国際秩序の一大原則と目される「大西洋憲章」(1941年12月14日に英国首相と米国大統領が合意、同年9月15日にはソ連を含む15か国が賛同)という領土不拡大と国境不変更の原則に抵触するおそれさえある。

つまり、X国が一点も曇りのない自由と民主主義の国家であったとしても、Y国に対するX国の武力行使が「正しい」かどうかとは関係がない。一方で、「一触即発の国境を抱えている以上、X国の行動は自衛権に基づくのではないか」と考える人がいても不思議はないが、いく

ら、「戦争放棄ニ関スル条約(パリ不戦条約、1928年)」は一切の戦争を禁じたわけではなく、「国際紛争解決ノ為戦争ニ訴フルコトヲ非トシ且其ノ相互關係ニ

於テ国家ノ政策ノ手段トシテノ戦争ヲ放棄」(第1条)し、「相互間ニ起ルコトヲルベキ一切ノ紛争又ハ紛議ハ其ノ性質又ハ起因ノ如何ヲ問ハズ平和的手段ニ依ルノ外之ガ処理又ハ解決ヲ求メザルコト」(第2条)を禁止するにとどまるので自衛のための戦争を否定してはいないと言っても、条約以後の「戦争違法化」の流れの中ではY国に対するX国の武力行使は先制攻撃とみなされる可能性が高い。しかも、個人の正当防衛権と違って、国際社会には両者を中立に裁定する存在はなく、両者ともに自衛権を唱えて正当性を主張するだろうから容易に決着はつかない。なぜなら、国連憲章は加盟国の主権平等を大原則(憲章2条1項)とし、主権国家に優越する存在を国際社会に想定していないからである。

このたびも国際司法裁判所(ICJ)の司法的判断や国際刑事裁判所(ICC)の戦争犯罪捜査に期待する声があるのももつともではあるが、違法と判決したところで、その執行は武力行使以外に考

えようがなく、違法な武力行使に続いて次の武力行使が始まる矛盾に陥る。さらに、執行主体は国連軍を誰が組織し運用するかで常任理事国間でさえ話はまとまるまい。現に憲章7章に基づく国連軍は放棄されたも同然である。

一方の自衛権行使、もしそれを実効あらしめようとすれば、外部からの武力行使の時点基準として前倒しに「急迫不正の侵害」を考慮することになる。記憶に新しい安全保障関連法が「武力攻撃切迫事態」「武力攻撃予測事態」等々の新語を量産したが、それらは要するに「やられる前にやれ」を意味する。また、ウクライナ戦争を好機に「敵基地攻撃能力」を唱える向きが勢いを増しているが、それは武力行使の範囲を領土の外へ拡大することを意味する。

もちろん、国連憲章51条は、加盟国による個別的・集団的自衛権の行使を安全保障理事会が必要な措置を取るまでの措置としているので、現代国際社会は自衛権に一応の枠をはめてはいる。しかし、先の仮定に加えて、それぞれX国にはA国・B国、Y国にはC国という友好国があり、三国とも安保理常任理事国だとすると、拒否権の行使で安保理の議論が暗礁に乗り上げることが確実にあり、結果的に戦争は延々と続くことになる。憲章51条に基づく措置が取られれば取られたで国連を当事者とする戦争に国連軍を派

遣して(1964年のコンゴ動乱はまさにそれであった)泥沼、取られなければ取られないでXY両国の戦争が延々と泥沼化する。

▼「汚い」戦争

ここまでの話は「正しい」戦争と「間違った」戦争の別はあるかどうかの話であるが、その一方で、X国軍がダムを空爆したことは(意外なことながら)国際法違反である。

戦争を禁止するルールはなきに等しいが、戦争遂行のルールには大別して「戦争開始ないし武力行使の権利及びその条件に関する規範」(ハーグ条約に代表される、いわゆる「交戦法規」と「戦争・武力紛争中に遵守すべき規範」(いずれも「法律学小辞典 第五版」による)がある。現在、後者はジュネーブ諸条約と呼ばれる体系に整理されて「国際人道法」と称し、特に非戦闘員(銃後の市民、捕虜、傷病兵その他攻撃手段のない者)の保護に力点を置きつつある。

その中でもジュネーブ諸条約第一追加議定書85条3項(c)は「危険な力を内蔵する工作物等(ダム、堤防、原発)に対する攻撃」を禁止している。つまり、ダムの空爆はこれに違反する。つまり、仮に国境地帯の状況が「武力攻撃切迫事態」(武力攻撃事態対処法2条1号参照)

に当たるから自衛権の行使たる「正しい」戦争と強弁できたとしても、「汚い」戦争の評価は免れない。

なおついでながら、日本国憲法9条1項は自衛権を放棄していないが、2項であらゆる戦力を保持できないので結果的にすべての戦争を放棄したと解する論者の中には、ゲリラ戦などで自衛権を行使できるとする者がいる。しかし、通常、自衛権は「正規軍の武力」によって行使されるものでないので解釈に無理があるばかりか、ジュネーブ諸条約第一追加議定書37条1項(c)が禁ずる「文民又は非戦闘員の地位を装うこと」に触れ、「汚い」戦争を正当化することにかなりかねない点、注意が必要である。

さて、ここでさらにXY両国に国境を接するZ国を仮定する。Z国は紛争当事国ではないので中立国の権利義務がある。つまり、攻撃されない権利と同時に、物資、特に戦闘の用に供する物資の提供など、いかなる形態でも両国に負担してはならない義務を負うが、これには領土通過も含め、領土をいっさい利用させてはならない義務も負う。

しかし、両国からの難民に関しては別の問題、すなわち、難民条約に基づく難民の定義(1条A(2))では「人種、宗教、国籍若しくは特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見を理由

に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有する」者等を難民と呼ぶから、戦争を理由とする避難を厳密には含まない。

しかし、現実問題、命からがら戦火から逃れてきた人々に難民条約を文言通り厳格に当てはめると救われないので、国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)は難民条約が定義する「難民」の定義を超えて戦火を逃れてきた人々を支援し、国内避難者にも手を変え品を変え支援の試みが続いている(具体的にはUNHCR日本のホームページ参照)。人道の観点から、Z国がそれらに協力してもXY両国に対する敵対行為とはならないと考えるべきだろう。

▼集団的自衛権の危ない罠

しかし、Z国がX国との間で相互安全保障条約を結んでいると別の深刻な問題を生む。相互安全保障条約は一般に集団的自衛権の存在を示し、それは「他国への攻撃を自国の死活的利益への攻撃と見なして反撃する」ことを意味するから、Y国はZ国に攻撃しなくとも、X国同様の反撃を覚悟しなければならず、それを前提にY国は作戦を立てることになるからである。これをZ国から見れば、「正しい」か「正しくないか」を問わず、X国の起こした戦争に巻き込まれるリスク

を覚悟しなければならないことを意味する。

個別的自衛権を採るか集団的自衛権を採るかはその国の安全保障政策の問題であり、内政問題である。双方とも利害得失があり、どちらを採るかはその国の政治判断である。そこには非武装中立から軍事同盟に至るまで多種多様なオプションがあることを前提にしなければならず、特定のオプション、たとえば「A国との集団的自衛関係、さらには『核の傘』もあるから安全安心」だけを採用して他を顧みない話は、安全保障政策を論じたことにならない。

ただ、X国とA国・B国とが「自由と民主主義の普遍的価値を基礎として」多国籍の集団的安全保障機構を作っていた場合、三国がY国に共同して反撃することを意味するので、紛争は一気に世界大戦化する危険に直面することはもつと厳しく認識しておく必要がある。さらに、Y国と海を隔てた隣国のJ国がA国と相互安全保障条約を締結し、それが領域内のどこにでもA国軍の駐留を認めるなど各種の特権を認めていたら、J国はA国にとつて「国内法的には外国、国際法的には国内」なので、Y国は集団的自衛権にA国の一部としてJ国を攻撃する法的な根拠を得るが、日本における現下の「安全保障論議」はここまで想定しての話な

のかどうか。

世界には「正しくて汚い戦争」もあれば、「正しくなくて汚くない戦争」もありうるが、そもそもその前に、戦争を前提とした安全保障政策を採るのか否かを論ずる必要がある、その決定は諸国民の判断に基づくべきものである。日本もその埒外にいられるはずがないが、確かに一つ言えるのは、非武装中立というオプションを選択しても、国際的な非難を浴びるいわれはないのである。

▼見えない構造を可視化する

なかなか兵力を全面展開しようとしたアメリカ政府の姿勢には、アメリカ国内の世論も二分されていると聞く。また、ロシアの制空権を阻止するため、ウクライナはNATO（北大西洋条約機構）に対して飛行禁止空域の設定を求めているが、その実施には相当な空軍力が必要とされるだけに、今のところNATOも要求を拒んでいる。国家安全保障を主軸とする国際法からすれば、これらは「ひとまず」抑制の利いた状態と評価できるが、裏を返して国際人道法の観点からは、非戦闘員に対する残虐行為といった違法状態を放置していることをも意味する。

戦争は禁止されていないが、殺し合い

にはルールがあるとか、主権国家対等を謳いながら、特定の国家に核保有の特権を認めるルール（NPT体制）があるとか、国際法には矛盾撞着が満ちている。だからといって、ネットでは既に花盛りと聞くが、国連や立憲主義など国家権力抑制の論理に対する嘲笑と、既存の政治路線、特に国防費の拡大と「従属的な」日米同盟の深化以外の見解をことごとく冷笑することもまた無責任の極みであろう。

いま、あたかも「ありのまま」の戦争が目前で展開されているような錯覚を覚えがちだが、それら情報は「事実の断片」に過ぎず、組み立て方一つで「事実」はいかようにも変貌する。非難的となつているフェイクニュースといひ陰謀論といひ、実はどちらも「事実の断片」を再構築する様式の一つと言いきつてよいかもしれない。

実際、多くのマス・メディアでは「○は▽△しました」とするところ、「○は▽△したと主張しています」と述べて、事実そのものと受けとられることを避けているように見える。また、弾丸飛び交う前線の状況に代えて、故郷を追われた人の窮状、それがシリアもミャンマーも他の地域でも未だ終わらざる悲劇であることに注意を促している。さらに時間軸を遡って、ベトナムからのポトピーブル難民が日本国内で陥っている窮状

を伝え（報道ステーション）5月5日放送「ポトピーブルは今」、国際共同制作のドラマ「マインモルランド」（NHK・3月24日放送）は、忘れられがちなクルド人問題にも注意を促した。これらは「外国人」の人権に対する日本社会の有り様までも厳しく問いかけ続けてきた取り組みの延長にある一方で、今般のウクライナ戦争報道最大の問題点は、特定の研究者、特に防衛省所属の研究者ばかりが出演することではなく、それらコメントもまた「事実の断片」に過ぎないと心得て、見えない部分を可視化することに欠ける憾みが残るところではないか。特に今、ネット社会ではあらゆる情報が等価値に見えるだけに陰謀論などがはびこりがちなだけに、事実の断片を再構築する専門家として「手本」を示すことにマス・メディアの使命はあるのではないか。

国防・安全保障、難民支援と国内体制の整備、戦災復興を含む平和構築パッケージまで、課題は無数に存在している。しかし、事実の断片に止まる「現状認識」、構築の仕方を間違えた「現状認識」から、それらの課題への解決策は何も生まれな

い、これだけはつきりと断言できる。
（たちやま こうき／山口大学教授
〈憲法学・情報法学〉）

●NATO東方拡大とウクライナ・ロシア関係（略年表）

| | |
|----------|---|
| 1989年11月 | ベルリンの壁崩壊、以後、東欧諸国でソ連型一党独裁体制を放棄（前年11月ソ連で初めてエストニアが国家宣言） |
| 1990年3月 | リトアニア独立宣言、2ヶ月後ラトビア、ジョージアが続く/東西ドイツ統一（10月） |
| 1991年6月 | ユーゴスラビアでスロベニア、クロアチアが独立宣言、紛争、内戦続く（～2001年）、ワルシャワ条約機構解散（7月）モスクワでクーデタ未遂（8月）エリツインが実権掌握、ゴルバチョフ失脚（12月）、ソ連邦最高会議、解散を決議、ソ連邦が崩壊（12月）、ロシア、ウクライナ、ベラルーシが互いの独立を認め、ソ連に代わる独立国家共同体（CIS）を創設（12月）、カザフスタン独立宣言（12月） |
| | 旧ソ連に属していた新規独立国がすべて国連に加盟（～92年7月） |
| 1994年 | ウクライナ、核兵器放棄に同意、ロシア、英、米がウクライナの安全保障に関するブダペスト覚書に署名 |
| 1999年 | ポーランド、ハンガリー、チェコ共和国、ロシアが反対する中でNATOに加盟 |
| 2000年5月 | エリツインの後を継ぎプーチンがロシア連邦大統領に選出される |
| 2002年 | ブルガリア、エストニア、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、NATOのブラハ首脳会議中に加盟交渉に招請 |
| 2003年 | ジョージアで「バラ革命」親欧米路線へ |
| 2004年 | 上記中東欧7カ国、NATO加盟/ウクライナで民主化を求める親欧米派による「オレンジ革命」、再選挙でユーシェンコ氏が大統領 |
| 2008年 | NATO、ジョージア、ウクライナを加盟希望国として認める。ロシアは反発/ジョージア軍、分離独立を求める南オセチアとアブハジアで衝突、ロシアが軍事介入、独立を認める |
| 2009年 | アルバニア、クロアチアがNATO加盟 |
| 2011～12年 | ロシアで民主化を求める反プーチンの運動が拡大、プーチンが弾圧して抑え込む |
| 2013年11月 | ウクライナ・ヤヌコビッチ大統領、EUとの連合協定署名見送り/首都キエフで反政権デモ開始 |
| 12月 | ヤヌコビッチ大統領、ロシア・プーチン大統領と会談、巨額財政支援で合意 |
| 2014年2月 | キエフのデモ隊が一部過激化、治安部隊との衝突で死者も発生（1月）/ロシア南部ソチで冬季五輪が開幕/キエフで大規模衝突、以後3日間で約1000人が死亡/ヤヌコビッチ氏と野党代表が危機打開に向けた合意文書へ署名/ヤヌコビッチ氏、東部ハリコフへ移動/キエフのデモ隊が大統領府占拠。最高会議、大統領罷免決議、政権崩壊/野党第一党「祖国」幹部が大統領代行に就任（マイダン革命）/クリミア半島で、ロシア系住民とクリミア・タタール人のデモ隊が衝突/クリミアで覆面武装集団が行政府・議会を占拠。議会が住民投票実施へ |
| 3月 | プーチン氏、クリミアへの軍事介入を否定/米国とEUが対露制裁/クリミアで住民投票、「ロシア編入賛成が9割超」と発表/プーチン大統領がクリミアのロシア編入を宣言/米独日などG7、ロシアをG8から排除で合意 |
| 4月 | 親露派勢力、東部ドネツク州などで行政庁舎を次々占拠/ウクライナ暫定政権が親露派勢力の強制排除を開始、スイスで米露ウクライナの外相協議、東部の治安回復で合意 |
| 5月 | 親露派勢力、ドネツク、ルガンスク両州で「独立」を問う住民投票、翌日「独立宣言」/ウクライナ大統領選でポロシェンコ氏が当選/ウクライナ軍が親露派が占拠するドネツク国際空港を空爆、戦闘が本格化 |
| 6月 | ドネツク州上空でマレーシア航空機撃墜、298人死亡 |
| 9月 | ウクライナ政府と親露派がミンスクの和平協議で停戦合意 |
| 2015年1月 | ドネツク州南部マリウポリなどで戦闘再燃 |
| 2月 | ウクライナ、露、独、仏のミンスク首脳会議、新たな停戦合意に署名（ミンスク2）、その後も戦闘激化/モスクワで反プーチンの野党指導者ネムツォフ氏暗殺 |
| 6月 | ドネツク州で戦闘再燃 |
| 2016年12月 | プーチン大統領訪日、安倍首相と会談 |
| 2017年1月 | 米トランプ新大統領就任 |
| 6月 | モンテネグロがNATO加盟 |
| 12月 | 米國務省、ウクライナへの武器供給を決定、対戦車ミサイル供与へ |
| 2018年3月 | プーチン、ロシア大統領再選 |
| 8月 | ドネツクの親露派指導者ザハルチェンコ氏が爆死 |
| 2020年3月 | 北マケドニアがNATO加盟（加盟国が30カ国に拡大）/ロシアの民主化活動家ナワリヌイ氏、毒盛られるも一命とりとめる、翌年収監 |
| 2021年7月 | プーチン大統領、論文「ロシア人とウクライナ人の歴史的一体性について」発表 |
| 2022年1月 | ベラルーシのルカシェンコ大統領、ロシアとの合同軍事演習「同盟の決意22」を2月に行うと表明/「全ロシア将校の会」イワシヨフ退役大将（会長）、ウクライナ危機を作ったプーチンを批判、辞任を求める |
| 2月 | プーチン大統領、「ドネツク」「ルハンスク」両「人民共和国」の独立を承認、ウクライナ東部一部地域にロシア平和維持軍の派遣命令/ウクライナのゼレンスキー大統領、全土に非常事態宣言の方針決定、予備役招集を開始 |
| 2月24日 | ロシア、プーチン大統領、ウクライナ東部で「特別軍事作成」実施を発表、ウクライナへのミサイル攻撃を開始、首都キエフなど他の中心都市も攻撃、ベラルーシ方面からキエフへ戦車部隊で進軍、東部、北東部、東部、南部方面からも侵攻 |

のさばる日本の「プチ・プーチン」

坂田 光 永

「プーチン批判は幼稚な善悪二元論」「ゼレンスキーはネオナチ」「西側情報を垂れ流すマスゴミ」

ロシアのウクライナ侵略が始まって以降、平和と民主主義の精神を共有しているとばかり思っていたはずのリベラル界隈から連日、目を疑うような言葉が飛び込んでくる。

私も参加する某メーリングリストでは、プチャの虐殺報道があった日、即座に「ロシア軍の仕業と決めつけていいのよ」という投稿があった。暗にウクライナの自作自演をほめかす内容。投稿主は以前から「この戦争は西側の陰謀だ」との発信を繰り返して、丸谷元人や馬淵睦夫といった人物の動画を引用していた。両氏の著作をざっと見てみると、「日本は本当に悪い国だったのか」「ディープステート（闇の政府）」といった香ばしい文言が並んでいた。またSNSを聞くと「ウクライナは今すぐ降伏すべき」という「非戦論」

が目につく。彼らは「戦争をやめよ」というメッセージを（ロシアにはなく）ウクライナに向け、そうしないウクライナに怒りをぶつけたりする。

この戦争の加害責任はロシアにあると私は思う。しかし、そうではないと考える人が意外に多いということが分かった。彼らの考える加害者の筆頭はアメリカだ。NATOの拡大が戦争を招いた。親米ゼレンスキー大統領は戦争を煽る危険人物だ。そしてアメリカべつたりの日本政府とマスゴミも信じるに値しない。彼らはそう考える。

客観的な背景分析を否定しているのではない。私もNATOの拡大はだめだと思う。戦争の「口実」を与えたことは事実だ。ウクライナ政府の挙動に問題がなかったとも思わないし、日本政府やマスゴミが偏っていることも否定しない。何より過去のアメリカの戦争は酷いものばかりだ。

とはいえ、NATO拡大が戦争の主要因だという分析はどうもピンと来ない。もしそうならこの戦争は予見できたはずだが、多くの専門家は驚いていた。「政界一のロシア通」といわれる鈴木宗男参院議員ですら「侵攻はない」と予測していたという。そこに合理的理由がないという証ではないか。

「ウクライナは降伏せよ」という「非戦論」にも強い違和感を覚える。私は「日本は（軍隊を持たない）コスタリカのようなろう」と主張する者だが、侵略を受けている真つ最中の国に向かってそれを言う気にはならない。例えば日中戦争時、抗日戦線を組んだ中国に向かって同じことが言えるのか。アメリカに爆弾を落とされたベトナムに言えるのか。また日本政府が常に西側一辺倒だったというの間違いだ。2019年、ウクライナの地名表記に関する有識者会議で「キエフ」を「キーウ」

とするか検討された際、ロシアのご機嫌を取りたい当時の首相に配慮して変更が見送られた。一事が万事、この首相はずっとロシア寄りだった。あるいはもし「西側」の言うことを一概に否定するなら、日本軍慰安婦も南京大虐殺も否定しなければならぬ。そういう意味で丸谷氏や馬淵氏の方がよほど一貫性はあるだろう。

この戦争は、衰退する元超大国の持て余した自意識と、そこに求心力を見出した独裁者によって引き起こされたと私は考える。現に本人が「ウクライナは我々の歴史的領土だ」と独自の歴史観を披歴している。

そこから導かれるのは、「日本もロシアのようになるかもしれない」という教訓だ。今まさに衰退する元経済大国の「プチ・プーチン」たちが「核共有」「防衛費を増やせ」「敵基地攻撃だ」と騒いでいる。彼らはすぐに歴史を修正しようとする。まるでロシアに憧れているようだ。だから私たちはロシアの加害責任を曖昧にしてはいけない。日本の「プチ・プーチン」のをさばらせないために。

（さかた こうえい／広島県福山市在住、僧侶）

「検定基準」政治的悪用で一線越えた検定の違法違憲状況

— マスコミが見落としている編集者達の反撃に注目 —

高嶋 伸 欣

教科書（教科用図書）検定は、初年度が小学校用、2年度目が中学校用、3年度は主に高校1年生用、4年度が高校2年生以上用とし、原則4年で一巡する。

直近では、全面改訂された教育課程と学習指導要領に基づく小学校用教科書の検定が2018年度に実施された。翌19年度の検定に合格した中学校用教科書では、歴史分野と公民分野の育鵬社版に対する批判の声が高まり、両教科書は採択部数を大幅に減らすに至った。

育鵬社版は、1990年代末に発足した「新しい歴史教科書をつくる会」が『産経新聞』や自民党タカ派文教族に支援された教科書であるとして知られている。同書の採択では、安倍晋三氏が自民党の組織を通じて全国の教育委員会に働きかけを指示し、自治体の保守系首長に教育委員選考の人事でも配慮するように求めていたことが、今日では判明している。そうした政治的圧力に影響された教育委員会の増加で、両書の採択率は6%前後まで急伸していた。それが20年度の採択

で1%を割るまでに急減したのだった。

その経過については、本誌の既報に詳しいが、ことは安倍政権の退潮と符合している。民主主義の社会では、不公正な事態の是正に長い取り組みが必要になることが少なくない。けれども、不公正を糺す声を挙げ続けられ、不正義な政治や行政の継続はやがて破綻し、社会正義が回復する事例が戦後史には数多くある。「つくる会」の破綻、育鵬社本の挫折に追い込んだ市民・民衆の取り組みも、またその歴史を刻んだことになる。

検定周期3年度目の2020年度検定の高校1年生用では、必修の新科目「歴史総合」や「公共」の教科書に関心が集中した。両科目とも趣旨が今一つ不明確なため、各社が試行を重ね、多様な教科書の出現となった。それは、教育界に新たな刺激をもたらすものであった。21年3月末にそれら教科書の概要が公表され、採択用見本本が高校に届き始めると、久しぶりに教育本来のあり方を巡る議論に集中する気配が高まった。

ところが21年4月末以後、事態は一変した。「つくる会」に同調する萩生田光

一文部科学大臣（当時）が、「従軍慰安婦」や「強制連行」記述を改変させる手順を、国会答弁の形でアドバイスし、これら検定済み教科書の書き換えが強要される事態となった。それはまさしく、教育基本法が禁じる「不当な支配」の露払い役を大臣が演じ、文科省官僚が追随したものであった。この件の経緯や問題点についても、本誌ですでに詳しく論じてある。

当然のこととして、違法な状況は至急には是正されるべきだが、現在の自民党政権にそのような気配はまるでない。「虎の威を借るキツネの手法が伝統」とする文科省の官僚に「全体への奉仕者であって一部の奉仕者ではない」（憲法15条）気概などまるで伺えない。是正に向けた残る手段は、市民・民衆が声を挙げて「不当な支配」を挫くしかない。だがそれは、前出のように時間がかかる。

さらにエスカレートの一途にある。今年

3月末に明らかにされた、高校2年生以上用の新科目「日本史探究」「世界史探究」等の検定結果においても、新たな「不当な支配」の存在が明らかとなったのだ。それは、「従軍慰安婦」「強制連行」等の記述を改変させたものであるという点で、昨年夏の「事件」と類似している。しかし、両者には明確な差異がある。昨年の「歴史総合」などは検定済み教科書の改変強要だった。既に検定合格としたものには、追加の指示ができない。そこで文科省官僚が選んだのは「虎の威を借る手法」の活用だった。内密裏に教科書発行者（出版社）幹部などを招集し、「従軍慰安婦」等の記述を自主的に改変しないと、会社の命運が左右されかねないとの恐怖感を植え付けたのだった。

その結果、該当する教科書会社のすべてが、記述改変の許可を文科大臣に求める「訂正申請」に追い込まれ、それらが承認された。官僚の思惑通りに、一義的な責任は発行者側に押し付けられた形だ。

●遂に踏み越えた「書かせる

検定」の一線

ところが、今回の検定に合格した「日本史探究」「世界史探究」の場合、改変責任の所在がまるで違っている。「従軍慰安婦」等の記述が、検定申請本(白表紙本)とは異なっているが、それらに「訂正申請」は無関係だった。記述改変は、検定官(教科書調査官)が伝達した検定意見によって強制されたものだ。

強制の根拠となった検定意見(指摘事由)は「政府の統一の見解に基づいた記述がされていない」とある。これは「検定基準」の中の「閣議決定その他の方法により示された政府の統一の見解又は最高裁判所の判例が存在する場合には、それらに基づいた記述がされていること」(政府見解条項。2014年1月17日官報告示)とする規定に基づいている。

ただし同「基準」は法律ではない。学習指導要領のように、最高裁大法廷判決(1976年5月21日、旭川学力テスト事件)などで、一定程度の法的拘束力を認められたものでもない。第二次安倍政権で念願の文科大臣に抜擢された下村博文氏が、批判を押し切って強引に策定したものにすぎない。当時、安倍首相は1995年の「村山談話」を上書きする意図で「戦後70年談話」を出す意向を明らかにしていた。そこで「70年談話」が閣議

決定されるとの想定をもとに、同「談話」の教科書掲載を義務付けようとしたのだとされている。しかし、同「談話」は内外の批判を受け、「村山談話」継承を表明した形で終わった。その後、「政府見解条項」は忘れられた存在となっていた。

それが突然、21年3月の萩生田文科大臣の国会答弁で息を吹き返し、「不当な支配」の道具として「活用」されたのが、昨年夏の「訂正申請」強要「事件」だった。その不当な事態に加え、今回は遂に同「条項」を根拠に、明白な「書かせる検定」が強行されるに至った。ここでいう「書かせる検定」とは、単独であれ両論併記方式の複数列記であれ、ともかく「政府の統一の見解」は何が何でも記載しなければ、この件だけで教科書1冊を丸ごと検定不合格にするという強制、行政権力の行使を意味している。

それは教育基本法にいう「不当な支配」に他ならない。なぜなら教基本法第16条(教育行政)では「教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり」と規定し、法律に拠らない教育内容への介入を禁じている。

この点について、文科省の神山弘教科書課長は、次のように弁明している。「国会において制定される法律の定めるところにより行われる教育が、不当な支配に服するものではない」のであって「教

科書の検定基準といった法令に基づいて、教科書の検定をさせていたかどうか」ということが、教育の基本法の理念に基づいた教科書が子どもたちの手に届くようにすること」になる、と(齊加尚代著『何が記者を殺すのか集英社新書、2022年)。

しかし、この弁明は破綻している。同様に法律の定めに基づいた法令の一つである学習指導要領を巡る裁判において、そうした法令の解釈と運用について、すでに文部行政当局に対し極めて厳格な条件を示しているからだ。それは第三次教科書裁判の東京高裁判決(川上裁判長、1993年10月20日)においてだった。

川上判決は、「学習指導要領に法的拘束力があるとするならば、法令としての同要領の恣意的便宜な解釈と運用は職権乱用で違法であり、許されないとの観点から検討する必要がある」とし、「同観点によって争点の内3点の検定事例が違法であると判断される」旨、結論付けた。これに国・文部省側は全く反論できず上告しなかった。

川上判決は、文科省などの行政当局が官報告示等をしただけの法令類も、法的拘束力があるとするのであれば、恣意的便宜な解釈や運用の余地のない厳密さが必須の条件であることを示している。

そこで、「検定基準」の「政府見解条項」を改めてみると、「政府の統一の見解」は「閣議決定その他の方法により示され

た政府の統一の見解」とあって、漠然としている。「閣議決定」は、個々の国会議員による「質問主意書」に対する「答弁書」の単なる事務的処理手続きレベルのものから、憲法の「集団的自衛権解釈」の変更など激論を経ているものまで混在している。しかも、内閣が代わることで、変更されるなど、政治状況に簡単に左右され、政治的に法的安定性を欠いている。

加えて同「条項」にいう「最高裁判所の判例」では、「従軍慰安婦」や「強制連行」等の表記を用いた実例の存在が確認されている。この点で、同「条項」は整合性、一貫性を欠き、同「条項」自体が不可避免的恣意的便宜な解釈及び運用をもたらすものであり、法規としての適格性を欠いていることになる。従って、前出の教科書課長の弁明をもって今回の「書かせる検定」を違法違憲でないとすることはできない。

さらに付言するならば、同「条項」は閣議決定と最高裁判決とを列挙しながら、国会の議決を含めてない。この点において、三権分立の憲法の理念に反し、欠陥法令と言わざるを得ない。

もともと同「条項」は下村博文という一政治家の私的思惑で策定されたもので公正さなどおよそ無縁の代物でしかない。このような場合、巧妙に同「条項」を無効化したり、時には大臣を直接諫めるのが官僚の役割だが、その気配は全くない。

●見落とされている編集者の見事な「反撃」

本稿では、ここまで政治権力による教育への「不当な支配」とそれに迎合している文科省官僚の実態を明らかにしてきた。この状況はますます不都合の度合いを深めているように見える。

しかし、そうばかりではない。マスコミも「日本史探究」「世界史探究」における記述改変を政治的介入として、論説などで厳しく批判した。ただしそれらの報道では、執筆者たちを圧力に屈した存在であるかの如く、一律に位置づけている。

だが「蛇に睨まれたカエル」の観がある教科書発行者や執筆者たちも、言いなりにあつていない。その一例として第一学習社版『日本史探究』の「強制連行」記述に対する検定意見への反撃的対応のケースがある。同書白表紙本では本文に「多数の朝鮮人を強制連行した」と明記していた。これに「政府の統一的な見解に基づいた記述がされていない」との検定意見が型通りに付された。そこで編集者たちは、つぎのような注記を新設した。

②2021年4月、日本政府は戦時中に朝鮮半島から労働者がきた経緯はさまざまであり、「強制連行」とするのは不適切とする閣議決定をしたが、実質的には強制連行にあたる事例も多かったとする研究もある」

「閣議決定」による用語限定の事実が明記されたことで、教員はこの間の政治的介入、記述改変「事件」を授業で語る明確な手がかりを得たことになる。そこから、教科書には純粋に客観的な事実ばかりが載っているとは限らない、と生徒に気づかせる効果を生み出せる。

また、教員が言及しなくても、生徒自身が気付く可能性も高い。さらに歴史学とは別次元の政治的力学の行使によって教科書記述が左右されている事実そのものについて、正義感の強い若者ならではの不信感の派生も予想される。それは検定の実態全体への不信感を呼び起こし、教科書をお仕着せの知識の集積ではなく、主体的な判断力を高めるための素材と、生徒たちが気付くのであれば、極めて高い教育的効果を生み出していることになる。こうした効果をもたらす加筆の登場は、萩生田大臣や「つくる会」「産経新聞」などの想定をはるかに超越したもので、彼らにとつては藪蛇そのものといえる。それだけではない。注記の後半部分では政治的見解を学術研究が否定している。「政府見解条項」が許容している両論併記を単に用いるだけでなく、反撃の場とした手法は見事というほかない。

●まずは「政府見解条項」の廃止を求める

ただし、この注記加筆は昨年夏の「訂

正申請」強要「事件」の際、第一学習社版「歴史総合」などで実行していたもので、加筆内容自体に目新しさはない。今回の同社「日本史探究」での目新しさ、それは加筆スペース創出のためにレイアウトの変更を断行した点にある。

レイアウトは、ビジュアルな紙面構成の書籍編修において獨創性を具備し、著作権として保護の対象ともされている。白表紙本として完結しているもののレイアウトを不本意な理由で変更させられるのは、獨創性の毀損であるだけでなく、新たな時間と経費負担をもたらす。

今回の記述改変強要の根拠「閣議決定」がされた21年4月27日には「日本史探究」などの白表紙本は出来上がっていた。そうした場合、状況変化による新たな検定意見の付与は、次年度の検定から適用するのが、合理的で発行者もほぼスムーズに対応できる、従来からの手順だった。

しかし今回は、ごり押しを特性とする菅内閣の萩生田大臣による暴走に文科官僚が追従して、即時の適用を強行した。このため大半の教科書は両論併記のためのスペース創出を次回送りにし、やむを得ず「閣議決定」に適合する記述への改変で政治的圧力に対応したのだった。

昨年夏の「事件」の際だけでなく今回の「書かせる検定」においても、教科書執筆者たちがこうした窮状にあることを、ほとんどのマスコミは報道していない。

評論家然として、政治的圧力の批判を吐露しているばかりであった。

執筆者たちの窮状に目を向けていないマスコミが、第一学習社の「日本史探究」で写真図版等を縮小して注記加筆のスペースを創出するレイアウト改変を実行した事実に関心であるのも当然と思える。ちなみに、そのレイアウト改変を示す「日本史探究」(受理番号1033-106)の「修正表」は、3月末の報道解禁に備えて文科省記者クラブに独占的に提供された検定関係資料に含まれていた。

「訂正申請」強要「事件」での同社の注記加筆による対応に、マスコミが注目していれば、今回の「修正表」によってレイアウト改変の事実が気付けたらう。

だがこれまでの報道にその気配はない。文科省記者クラブなどに内密裏に提供された検定関係資料の公表は、5月24日からとされている。その間、報道関係者は文科省官僚の情報隠蔽の協力者となつていることを自覚しているか疑わしい。折しも世界の「報道の自由度」調査で日本は67位から71位に後退、と報道された。当然と思える。社会の不正義を是正する最大の拠り所は、われわれ市民・大衆の世論にある。不公正な検定状況の是正に向け、まずは「政府見解条項」の廃止を市民・民衆の力で目指したい。

(たかしま のぶよし/琉球大学 名誉教授)

自民党による山口県庁ぐるみ選挙の実態

藤本 かずのり

◆はじめに

昨年10月31日投開票の衆院選山口3区で初当選した自民党の林芳正外相の後援会に入るよう部下を通じて職員を勧誘したとして、山口区検察庁は同年12月24日、山口県警から書類送検されていた小松一彦山口県副知事(当時)を公職選挙法違反(公務員の地位利用)の罪で山口簡易裁判所に略式起訴しました。同日、山口簡易裁判所は、小松副知事に罰金30万円の略式命令を出し、小松副知事は同日、辞職しました。

また、自民党から山口県庁への依頼は、後援会への入会だけでなく、パーティー券の購入、集会への動員、電話がけなど多種多様なものだったことが報じられています。本論の目的は、次の二点です。第一は、この事件の真相を説明することです。山口県は、この事件を依頼した自民党を告発しようとしません。自民党山口県連は、この事件について「関知していない」との姿勢に終始しています。第二は、県庁に民主主義を取り戻すことです。この事件は、全体の奉仕者としての山口県庁が自民党の奉仕者になつていた実態を示しました。私は、日本共産党山口県委員会と同県議団が行った、この事件に関する3回の申し入れに参加し、ブログでは公選法違反事件に関する記事を19回、掲載してきました。これらを軸に、この事件を3つの時期に分け

て実態を明らかにしたいと思います。

◆小松前副知事辞職の時期

昨年12月27日、共産党山口県委と同県議団は、村岡副政知事に「①小松前副知事に対する任命責任、監督責任を負うべき知事の責任を明確にする、②副知事など県幹部に、県職員への『後援会入会』の勧誘を働きかけた党派、人物を明らかにし、厳重に抗議するとともに、司直に告発する、③『過去の様々な選挙でも常習的・慣例的に行われてきた』との指摘を検証するためにも、全職員を対象にした無記名のアンケート調査を実施し、結果を公表する、④公務員の地位を利用した後援会入会の勧誘等を全面禁止する旨の『宣言』を發出し、全職員に徹底すること」を求めました。翌日、村岡知事は、記者会見で、事実関係の把握などを行うため、公益通報制度の外部窓口を務める高村

七男弁護士と人事課職員の体制で、課長級以上の全職員へのアンケートやヒアリングを行うことなどを明らかにしました。

村岡知事の初動対応の問題点を指摘します。

第一は、調査内容についてです。共産党が求めた「全職員を対象にしたものならず、調査チームが県庁から独立したものにならなかった点は問題です。第二は、誰から依頼されたのかの調査を否定している点です。共産党が求めた「働きかけた党派、人物を特定し、厳重に抗議する」ことを否定した点は、問題です。

◆平屋副知事就任の時期

1月14日、臨時山口県議会が開かれ、平屋隆之副知事を選任する議案が提案され、共産党以外の全員の賛成で可決されました。平屋副知事は、就任後の記者会見で、過去の選挙で

候補者の後援会入会の勧誘に関与していたことを認めました。

同月20日、共産党県委と同県議団は、村岡知事に「①村岡知事は、平屋副知事が、過去の選挙で後援会の勧誘を行っていた事実を任命前に知っていたのかどうかを明らかにすること、②村岡知事は、平屋副知事が、過去の選挙で後援会の勧誘を行っていた事実を公表したことを受けて、副知事人事を再考する考えはないのかどうかを明らかにすること」を求めました。

同月28日、共産党の要請に、県人事課長は「①知事は、副知事任命前に、平屋氏から『過去、上司から依頼を受けて後援会の入会申込の配布等を行ったことはある』と聞いていて、②平屋氏本人も認識の甘さを猛省し、しっかりと再発防止に取り組んでいく旨、副知事就任時に述べている。副知事人事を再考する考えはない」と答えました。

改めて、平屋副知事と村岡知事の責任について指摘します。

まず、平屋副知事の責任です。平屋氏は、上司から頼まれたからとは言い、部下へ地位を利用して後援会入会を勧誘したのなら、小松前副知

事が受けた罪と同等の問題が疑われます。次に、村岡知事の責任です。

村岡知事は、その事を知って平屋氏を任命したことは、小松前副知事が公職選挙法の地位利用で罰金刑を受けて辞職した問題の重さへの認識が甘いと言わなければなりません。

◆調査報告書公表の時期

3月22日、山口県の調査チームが調査報告書を公表しました。報告書で、調査対象となった課長級以上の全職員321人にアンケートし305人が回答、うち課長級以上の6割超にあたる195人が、上司から衆院選候補の後援会入会や部下への勧誘を依頼されたと答え、ほぼ全員191人が応じていたことなどが判明しました。

同月23日、村岡知事は、部長級3名、部次長級9名を訓告処分しました。

同月26日、小松前副知事が、昨年10月に自民党山口県連が主催した政治資金パーティーの会費1万円の支払いに協力するよう県幹部に依頼していたことが発覚しました。

4月4日、共産党県委と同県議団は、村岡知事に「①公選法第136条の2『公務員等の地位利用による

選挙運動の禁止』に抵触する行為を県幹部に依頼した人物・団体を特定し、今後、一切、同種の依頼を行わないよう要請するとともに、犯罪行為を幫助・教唆した疑いを告発すること、②県職員への政治資金パーティー券幹旋依頼についても、全容解明を行い、再発防止策を講じること、③調査チームが提言した『自民党に対する悪しき配慮を完全に断ち切り、特定の政党に偏ることなく公平・公正な立場で行動する』ことを知事として県民に向けて宣言し行動を示すこと」を求めました。

同月12日、共産党の申し入れに県人事課長は「①県としては、県庁内で公職選挙法に違反する行為があったことを踏まえ、その事実を把握し、再発防止に全力をあげることが何よりも重要だと考えており、人物を特定し、告発することは考えていない、

②『県職員への政治資金パーティー券幹旋依頼』の件についても、今回の公職選挙法違反事案に係る調査の中で把握しており、これらを含め、選挙を巡る組織的な勧誘やそれにつながる恐れのあることについて、今後一切行わないことを宣言し、再発防止に向けた取組を行うこととしている、

③今回の事案を踏まえ特定の政党や団体に偏ることなく、なお一層誠実に県政運営に取り組む旨を知事が明確に表明している」と答えました。

県の対応の問題点を指摘します。第一は、依頼した人物を告発しない点です。唆された小松前副知事は刑事罰を受けたにも関わらず、唆した自民党の責任が問われないのは不平等です。第二は、パーティー券幹旋依頼については、県が、パーティー券幹旋依頼の件について把握している事実を公表すべきです。

◆おわりに

現在、日本共産党県議団は、山口県に対し、調査チームが行った職員へのアンケートなどについて情報公開請求を行っています。山口区検察庁に対し、この事件の保管記録閲覧請求を行っています。

この事件の真相解明は極めて不十分です。県民一人ひとりに平等な山口県庁にしていくために、真相解明を求める県民の皆さんと共同して、自民党による県庁ぐるみ選挙の解明を続けていきたいと思えます。

(ふじもと かずのり / 山口県議会議員)

基地内調査と住民健康診断の実施を要求

— P F A S 汚染からいのちを守る県民集会に442人 —

2022/04/24 沖本 裕 司

4月10日(日)午後2時から、宜野湾市民会館で、「清ら(ちゆら)水を取り戻そう!」をスローガンに掲げて、「P F A S 汚染からいのちを守る県民集会」が開かれ県内外から440人余りが参加した。主催は「P F A S 汚染から市民の生命を守る連絡会」。司会進行は、同会の共同代表のひとり、玉那覇淑子さんが務めた(編注:P F A S Ⅱ ビーファスⅡ炭素とフッ素が結合した有機フッ素化合物の総称。有害な物質で消火剤や界面活性剤として使われ、なかなか分解しない)。

「わったー水でーじなとん(私たちの水が大変になっている)」と題した「ウムイ(思い)とウタ」。古謝さんは歌の合間に静かな口調で、きれいな水があつてこそ保たれる社会の大切さを語りかけた。同会共同代表のひとり、伊波義安さんが経過報告を行ない、「今日4月10日はP F A S が基地内から流出した日だ。知らなかつた恐さ、知らされなかつた恐さを痛感しながら、汚染水を飲んでる7市町村の人々が集まり、連絡会を結成した。

米軍・日本政府を相手に裁判に訴えることができないか、5人の弁護士と話し合いを重ねている。決め手は汚染物質の血中濃度を示す血液検査だ。力を合わせて頑張り抜こう」と述べた。

米軍基地の環境汚染問題の専門家ジョン・ミッチェルさんが通訳の大成奈里子さんと共に壇上のテーブルに座り、パワーポイントを使って「沖繩のP F A S 汚染」をテーマに講演した。「12年前から枯葉剤をはじめ沖繩の環境汚染の調査を続けている」と話し始めたミッチェルさんは要旨次のように述べた。

「沖繩のP F A S 汚染」をテーマに講演した。「12年前から枯葉剤をはじめ沖繩の環境汚染の調査を続けている」と話し始めたミッチェルさんは要旨次のように述べた。

ジが紹介された。

米国から映画『ターク・ウオーターズ』のロブ・ピロット弁護士、ハワイからホルル在沖繩4世のエリック・和多さん、韓国からグリーン・コリアのシン・スヨンさんがそれぞれ連帯の言葉を寄せた。とくに、ピロットさんのメッセージは、アメリカで24年間にわたりP F A S 汚染に対し調査し取り組んできた迫力と説得力に満ちたものであった(文末にメッセージまとめ)。

続いて、事務局の高橋さんが血液検査を行う基金カンパを呼びかけ、「血液検査はひとり3000円要する。ぜひ協力をして」と訴えた。続いて、現場からの声として、嘉手納町(豊里)、金武町(吉田)、北谷町(仲宗根)、宜野湾市(宮城)、うるま市(宮城)、那覇市(祖慶)からそれぞれアピールが行なわれた。2人の子供を連れて壇上上がった北谷町の仲宗根さんは「誰かがやってくれると思つたら間違ひ。自分ができることをやる。県民の結束が必要だ」と訴えた。さらに、共同代表のひとり、桜井国俊さんがまとめのコメントを行ない、「沖繩は過大な基地負担の代わりにぼう大な財政援助を受けているという誤解をうち破り、頑張ろう」と呼びかけた。

最後に、集会決議の提案が行なわれ、会場の拍手で採択した。

〈ジョン・ミッチェル講演要旨〉

P F A S 汚染が米国ではどうか、沖繩・日本ではどうか、どう解決するかという3つのことを提起したい。米国と沖繩・日本ではこの問題の扱われ方が違う。昨年バイデン政権は100億ドル(約1兆2千億円以上)を投入して、P F A S を有害物質に指定し関わりのある国防総省など8つの省庁を網羅して約700の国

〈海外からのビデオメッセージ〉

そのあと、海外からのビデオメッセージ

〈治外法権の米軍を野放しにしてはおけない〉

久しぶりの大きな集會に、しばらくぶりに顔を合わせる県内外からの友人に出会った。「米軍犯罪被害者救援センター」の都裕史(ト・ユサ)さんは、「PFAS汚染は米軍犯罪。じつとしていられず駆け付けた」と語った。基地いらないチーム石垣のメンバーも朝の便で那覇に着き、翌日は辺野古の座り込みに参加した。会場には、辺野古・安和・塩川・海上の現地行動を担っている多くの面々が顔を見せた。

PFAS汚染源は米軍基地である。しかし、日米地位協定・安保条約・サンフランシスコ講和条約の下で米国支配下に組み込まれた日本政府は当事者能力を喪失して、米軍に治外法権を与えたままを野放しにしており、何の手立てもできない。戦後77年。もう十分だ。沖縄駐留米軍は撤退せよ。沖縄には米軍も自衛隊もいない。軍事基地のない非武装こそが沖縄の平和と安全、県民の暮らしの安心を保障するのである。

〈ロブ・ピロット弁護士 メッセージ(要旨)〉

こんにちは、ロブ・ピロットです。オハイオ州シンシナチ市の法律事務所弁

護士です。過去24年間、化学物質PFASがもたらす環境・健康への脅威を知らせることに専念してきました。PFASは全くの人工物で、1940年代以前には存在しませんでした。いま世界中を汚染しています。私がこの物質の存在を見つけたのは1990年代末から2000年代初めでした。

映画『ダーク・ウォーターズ』を見ると、PFASがどのように製造され、拡散していったか、そして、PFASが発癌性の猛毒であること、世界に拡散し永遠に環境に存在し、それが私達の身体に入り込み、健康被害を起こすことが分ります。70年以上に亘りPFAS製造会社は知っていました。隠されてきたのです。PFASは非常に危険な物質であり、多くの重大な健康被害を引き起こします。特に、テフロンに使われるPFOAは、撥水加工を通じて多くの商品に使われています。カーペット、食品包装、消火剤、化粧品など数えきれません。PFOAは、2種類のガンを含む6つの深刻な病気の原因になります。

PFASが水の中、土の中、日用品の中、あらゆるところに存在し、私達の血液の中にも入り込み、それが胎児をも汚染する、ということが分っています。研究から、人類全体の90~99%の血液にPFASが含まれると推察されます。こうしたデータは、私達がどれほど汚染に晒さ

れてきたかを示します。血液サンプルから、PFASの存在だけでなく、その濃度により、過去にどれだけ晒されてきたかも分ります。世界中で、現在、PFASが深刻な健康被害をもたらす脅威であると理解されています。環境への脅威であり除去されねばならないということ、私達の身体からも除去されねばならないということが理解されるようになりました。

この映画から見出して頂きたい最も大事なことは、一人の人間、ひとつのコミュニティが団結することの信じがたい力です。これはおかしきという声を上げることで、この物質に汚染されたくない、水道水にこの物質を入れるな、胎児に影響を与えるのは許さない、その訴えがものすごい影響力を持つようになった、その過程です。

一人の農民が、世界有数の化学会社と相手に闘い、米国の環境規制システムと闘い、立ちはだかる科学や司法のシステムと闘い、現実にも成果を出しました。多くの人々がそれに加わり、「これはおかしき。汚染を止めろ」という声を上げていきます。それが、大きな変化を生み出しました。

新たな規制法案が提出され、米国だけでなく世界で、PFASの製造中止、汚染の縮減が目指されています。特に水道水中の厳しい基準が定められようとしています。水道水は私達の毎日の生活に欠

かせないものです。飲料水の汚染は深刻です。PFAS汚染の深刻さが知られるに従い、水道水中の許容基準は下げられ続けています。

PFASの「永遠」とされる特性から、ひとたび体内に入れば、どれほど微量であっても体内に存在し続け蓄積されていきます。より多くの科学者が、より多くの研究を進めることで、水道水中の許容基準は、科学者間で一桁まで下がったというの、ほぼ合意になっています。

この問題への関心が高まり始めた日本で、PFASの存在、とりわけ泡消火剤の米軍基地での存在が知られ始めています。許容基準がどうなのかに関心が高まっています。より多くの情報が知られるようになり、より多くの人々が話し合うようになり、より多くの市民やコミュニティが「PFASの脅威から私達を守りたい」という声を上げていくことで、日本でも許容基準を引き下げていくことを望みます。科学界のコンセンサスは、PFASの水道水について安全な水準は無い、ということなのです。

どうか、皆さん。この問題に注目し続け、立ち上がり、声を上げ、PFAS汚染をなくしていく努力をしていって下さい。ありがとうございます。

〈翻訳 沖繩国際大・佐藤学教授〉

(おきもと ひろし / 鳥ぐるみ 八重瀬の会 事務局長等)

アフガニスタンで何が？(6の②)

【2002～2006回想】

谷山博史

(前号からつづく)

4. 投票を拒絶された人々

ハヤタバード・ハルハニ地区フランス病院の投票所。ここはトルカムの国境に向かう幹線沿いであり、道路と平行して走る線路をまたいで100メートルほど行ったところにあります。投票所に向かう途中で20～30人で固まった一団に出会いました。もう投票は済ませましたかとパシュトゥー語で聞くと、投票を拒否されたと口々に不満をぶつけてきました。話を聞くとこういうことでした。彼らは皆ジャラバードから来ました。ジャラバードで登録し選挙票ももっているの

でここで投票をしようとしたが、アフガニスタンで登録した者はパキスタンでは投票できないと言われ拒絶されたのです。だから今ジャラバードから来た人間が集まってジャラバードに戻る算段をしているところだということです。しかし、今日はなぜかパキスタン側の国境

が閉鎖されていて困っているのです。

彼らはジャラバードに家があり、仕事や家族の病気治療のためにペシャワールにきていました。パキスタンで投票できないなどは夢にも思っていなかったようです。なぜなら、彼らによると登録をしたとき係員からはどこで投票してもいいと言われたし、BBCラジオでも同じことを言っていたからです。ひとしきり不満をぶちまけた彼らは私たちでは埒が明かないと気づいて、今度は近くにいた警官に矛先を向けました。

投票所の入り口で中の様子を窺っていると、選挙登録と投票所の運営を委託されているIOM(国際移住機関)のスタッフがやってきたので、この問題を投げかけてみました。話を聞くと彼は、「それはミステイクだな」と言いましたがすぐに思い直して、アフガニスタンではどこで投票してもいいことになっているので、係員はアフガニスタンであることを言ったのに、聞いたほうが誤解したのだらう、と付け加えました。確かにその可能性は

あります。しかし、パキスタンでは投票できないことが告知されていなければ、やはりそれはミステイクです。彼は2日後にカブールのUNAMAの会議に行くというので、このことを報告しておいて欲しいとお願いしました。

5. 選挙に行くか行かないかはプライバシー？

それにしてもアフガン人たちの投票に対するこの熱意はどこからくるのでしょうか。彼らは投票を拒否されたことを本気で怒っています。さらにトラックをしつらえて投票のためだけにジャラバードに戻ろうとしています。ふと投票をすれば何か恩恵がある、あるいは投票しなければ何らかのペナルティーがあると誤解しているのではないかとという疑問が生じました。失礼だとは思いましたが、改めてこのことを先ほどの一団に聞いてみました。しかし、誰もそんな誤解をしている人はいませんでした。ただ一人気になる

ことを口にした人がいました。親指にインクのマークがなければアフガンに帰ってから困る。お前は何で投票しなかったのか、お前はアフガン人じゃない、などと言われるのではないかと思います。

4番目の見学地であるジャロザイ難民キャンプ第4投票所学校No.150の投票所でも、インクの問題に出くわしました。ジャロザイ難民キャンプはペシャワールから車でおよそ30分ほどのところにあります。この時点でも4万人の難民が暮らしています。投票所の係員に問題はありませんでしたと聞くと、インクをつけたがらない人が何人かいたのが問題だという返事が返ってきました。なぜインクをつけたがらないのでしょうかと聞くと、インクをつけていると投票に行ったことがわかってしまう。タリバーンに見つかると指を切られる、と言っていたということです。

インクがついていないと困る人間、インクがついていると困る人間、立場によって両極端の反応をする人がいるのです。

だから一概に彼らのどちらが真実ともい
えませんが、先進国といわれる国
でこのような方法を採用したらどうい
うことになるでしょう。ライバシーの侵
害にあたります。この「消えないインク」
は、投票に行った人と行かなかった人を
峻別するために身体に施された「烙印」
なのです。投票に行ったか行かなかった
かを知られたくない人がいるのですから、
明らかにライバシーの領域だといえる
でしょう。このことはアフガニスタンで
はとても深刻な意味を持つているように
思えます。選挙に参加するかしないかを
めぐってアフガニスタンでは反政府勢力
の脅し、コミュニティの縛り、家族の
決定など様々な外的な制約があります。
誰に投票したかだけでなく、投票に行っ
たか行かなかったかをも秘密にできるよ
うな方法を考える必要があるのではない
でしょうか。

6. 「誰に入れるかは一族 で決めました」

ジャロザイイキャンプの投票所を見学し
た後、投票を済ませた何人かの人に誰に
投票したかを聞いてみました。2人に聞
いて2人ともカルザイに入れたと教えて
くれました。では奥さんは誰に投票した
のですか、と聞いてみました。2人とも
カルザイに投票したと答えました。兄弟

は誰に投票しましたか、とも聞いてみま
した。やはり2人ともカルザイに投票し
たと答えました。そこで、なぜ奥さんや
兄弟がカルザイに投票したことを知って
いるのですか、と聞きました。するとそ
のうちの一人は、ファミリーでカルザイ
に投票すると決めたからと言います。
ファミリーは何人ですかと聞くと、村全
体で15家族いるが全部ファミリーと言
うのです。アフガニスタンは奥が深い。
難民キャンプの中でも一族がコミュニ
ティーを作って集住しているのです。そ
してこの例でも分かるように、一族が決
めたことは皆が従うのが一般的な慣わし
です。欧米流の自由で公正な選挙の「自
由」と「公正」の意味を、ここアフガニ
スタンでは一族で決めることの自由、一
族で決めることの公正さという意味にま
で広げて考え、よしとする必要があるよ
うです。さもないと社会に基層の秩序に
大変な混乱が生じてしまいます。

一方で、今アフガニスタンはこの選挙
をひとつの契機に大きな社会変化の過程
をたどっていると考えることができま
す。JVCスタッフのハヤトラの報告では、
アフガニスタンは政治的な問題は男性の
意見に従うのが当たり前の社会だが、口
では男性に従うと言いつつながら、実際には
自分の意思で投票した女性も多かったの
ではないかとありました。無数の人々の
内面の葛藤が熱を帯びて社会全体を覆っ

ているようです。特に伝統的な社会規範
の強い農村部で、人々は反発と迎合の狭
間で困惑と不安とに身もだえしながら新
しい時代を模索しているのではないで
しょうか。「自由で公正な選挙」を蒙
る人々を啓発するものと考えている人に
は、アフガニスタンの現実は見えてこ
ないでしょう。

7. 「アフガニスタンを誇り に感じました」

ジャララバードで留守番をしているJ
VCスタッフのハヤトラとナザールに選
挙当日の様子をレポートしてもらいま
した。ハヤトラはJVCに出勤する前に投
票をすませ、帰宅途中に他の2箇所の投
票所によって投票の模様を観察しまし
た。ハヤトラによれば投票に大きな混乱
はありませんでした。人々は皆イードの
祭りのときのように明るい表情をしてい
ました。午前中に人々が集中したようで、
3箇所の投票所は午後3時にはほぼ終
わってしまったような状態でした。女性
の参加者も多くみられました。

ハヤトラは投票の前夜、夫人に誰が立
候補について、それぞれがどんなバック
グラウンドをもっているかを説明し、誰
を選ぶかは自分の意思で決めるようにと
話しました。ジャララバードでは女性も
自分の意思で投票したと思うとハヤトラ

は言います。彼によると、アフガンの女
性は男性に従うと言われていますが、口
では男に従うように言っておいて、心
中では自分の意思で行動しようと思っ
ているそうです。男に従った結果がこの3
年に及ぶ戦争だったと痛感しているから
だ、とのこと。

ナザールもこの日、事務所に行く前に
投票を済ませました。場所はミア・オマ
ル高校に設けられた投票所でした。校内
には8教室が投票所にあてがわれていま
した。ナザールによると、彼が驚いたの
は投票所では皆が規則に従って一糸乱れ
ずにちゃんと2列に並んで投票を待つて
いたことでした。ナザールは、アフガニ
スタン人がこんなに規則正しく振舞って
いるのを生まれて初めて見たと言いま
す。そして自分が知る限り皆自分の意思
に従って投票したと考えているとも。

投票に参加した人は皆嬉しそうだった
そうです。アフガニスタンで初めて選挙
に参加したという喜びが表情に表れて
いたということです。ナザールの友人の
ジャーナリストが取材にいったガズニ県
から帰ってきてナザールに次のように言
いました。この選挙でアフガニスタン人
が見せた熱意と規律を見て自分は誇りに
思うと。

（たにやま ひろし/JVC（日本国際
ボランティアセンター）顧問）
（つづく）

トルーマン米政権、対日原爆使用の謎 (7)

哲野イサク

(前号からつづく)

●「経済・ビジネス問題」として眺めることの重要性

前号は主として、1945年5月31日の暫定委員会の議事録を検討した。そこから得られるトルーマン政権の、日本への原爆使用の政策意図(「警告なしの広島への原爆投下」の政策意図)を、「ソ連を恐怖させて核兵器開発の道に追いやり、世界に核軍拡競争を出現させること。」とまず結論した。しかしこの結論は実は結論になっていない。「なぜ核軍拡競争を世界に出現させたかったか?」という疑問がただちに出てくるからだ。

この疑問を解く鍵は、「核軍拡問題」を政治・軍事的視点からばかり眺めるのではなく、経済問題・ビジネス

問題の視点からも眺めてみることにあるだろう。そのテーマを提供するのが、翌6月1日の暫定委員会合である。「トルーマン政権、対日原爆使用の謎」に接近する点では、5月31日会合よりも重要な会合である。

●ステイムソンの動き

この日、ペンタゴン(陸軍省)の自分の執務室に入ったヘンリー・ステイムソンは、側近のハーベイ・バインディや盟友のジョージ・ハリソンとその日の暫定委員会について打ち合わせをした後、陸軍航空隊の総司令官ヘンリー・アーノルドと会う。そして東京に対する無差別爆撃(東京大空襲)に関して、一般住宅地を無差別に爆撃したことを論難し、その説明を求めた。アーノルドは、日本は工業地帯と住宅地帯が細かく入

り組んでいて、軍事関連施設のみを狙った精密爆撃が難しい、しかし精密爆撃に努力する、と弁解する。ステイムソンはアーノルドに「私の許可なしに爆撃してはならない都市が一つある。それは京都だ。」と釘を刺した(この件はすでに触れた)。そして11時からの暫定委員会に出席する。

●産業人を招聘

この日の出席者は、8人の暫定委員会委員全員に、招聘参加者として陸軍参謀総長のジョージ・マーシャル、マンハッタン計画軍部トップのレズリー・グロブズ、ステイムソンの補佐官のハーベイ・バンディ、それから陸軍省外部広報担当者のアーサー・ページも出席していた。さらにこの日は4人の産業界の

トップを招いていた。その4人は次の通り。

ジョージ・ブッチャー(George H. Bucher)：ウエステイングハウス社長。ウエステイングハウスは電磁プロセスの装置を製造していた。ウォルター・S・カーペンター(Walter S. Carpenter)：デュボン社長。デュボンはワシントン州ハンフォード工場建設を担当した。ハンフォード工場は兵器級プルトニウム製造工場。ここで製造されたプルトニウムがロスアラモス研究所に送られてプルトニウム型原爆(長崎原爆)が製造された。

ジェームズ・ラファァーティ(James Rafferty)：ユニオン・カーバイド社副社長。ユニオン・カーバイドはテネシー州クリントン工場のガス拡散工場の建設と操業を担当していた。クリントン工場全体はウラン

同位体235の分離と濃縮を担当していた(広島原爆の核燃料)。

ジェームズ・ホワイト(James White)・テネシー・イーストマン社長。同社は基礎的化学物质の製造とテネシー州ホルストンにあったRD X工場の建設にあたった。

RD Xは今日では「トリメチレントリニトロアミン」と呼ばれる爆薬の一種でプラスチック爆弾の主成分である。なおホワイトは戦後に親会社イーストマン・コダック社の社長に登りつめる。

「太平洋北西国立研究所」(Pacific Northwest National Laboratory)が2001年3月22日に出したワシントン州ハンフォード工場に関する歴史的研究(Historical Time Line and Information about the Hanford Site)によると、最初の原爆実験(アラモゴード砂漠の原爆実験)、広島への原爆、長崎への原爆の3個の原爆にかかった費用は、開発、設計、製造、関連施設の建設などすべて含めて約22億ドルとされている。またこの原爆を投下するために開発したB29爆撃機計画に23億ドル、合計45億ドルかかった、としている。核兵器よりそれを搬送す

る手段の方が、コストがかかるのであり、それは今日でも変わらない。

それどころか、今日では核兵器搬送手段の方がはるかにコスト高になっている。ビジネスとみれば、当時巨大なビジネスである。

アメリカの原爆開発は戦争のために行われたという私たちの頭の中にある刷り込みをいったん排除して、アメリカの原爆開発計画(マンハッタン計画)は、長期的な原子力エネルギー開発のほんの初期段階として捉えられたのであり、私たちがそういう視点で問題を見ておかなければならない。結局この視点で問題を眺めた方が、その後の経過を説明しやすい。

すなわちアメリカの支配層は、全く新しいエネルギー源として「原子力」を捉えたのであり、その第一段階として、当時戦時中だったという理由と平和目的の核利用開発よりも軍事目的の核利用の方が開発しやすい、また管理しやすいという理由によつて、まず軍事利用開発(すなわち原爆開発)からスタートしたのだ。だから、戦後も軍事利用開発を進め、そこで得られた技術、ノウハウを平和利用に転用しながら「原子

力エネルギー」開発を進めていった、という歴史をたどっていく。

45年6月1日の暫定委員会議事録を検討するに際し、ともすれば忘れがちな側面を特に強調しておきたい。原爆開発が、「核エネルギー開発」という、さらに大きな枠組みのほんの初期ステージの一形態であり、このさらに大きな枠組みは、優れて巨大なビジネスとして捉えられていた、という点である。

●当日議題の内容と配列

先にこの日の議事進行議題を概観しておこう。(一)は私の議論要約である。議題そのものは委員長ステイムソンが準備したものと思う。

- I. 委員長開会あいさつ(暫定委員会の目的と役割、産業人への要望。)
- II. 競争力の懸隔(原爆開発についてソ連との懸隔。産業人の見解。)
- III. 戦後の機構―産業人の見解(戦後の核エネルギー開発の道筋。産業人の見解。)
- IV. 戦後における機構―委員会討論(戦後の核エネルギー管理機構に関する議論。)

V. 直近の予算(45年6月末で期

限切れとなるマンハッタン計画予算とその後の手当て。)

VI. 日本への使用(日本への警告なしの原爆使用の最終確認。実はこの問題は最終決着していない。)

VII. 広報活動(原爆投下直後の大統領声明原稿変更に関する議論。)

VIII. 法制化(戦後「原子力エネルギー政策整備」に関わる法案原稿準備。この議論の発展形が1946年の原子力法―なぜか日本ではマクマホン法と呼ばれている―として結実する。)

こうして並べてみると、「VI. 日本への使用」の問題が、議事進行の流れの中で異質と見える。これは外観上45年5月31日の暫定委員会の議事進行の流れと同様だ。

しかし、ここでも「VI. 日本への使用」は決して異質の問題ではなく、ちゃんと前後つながった議題である。それはおいおい明らかになるであろう。

●ソ連との懸隔と冷戦構造

ステイムソンのあいさつは、力のもつたものだった。ステイムソンは、委員会のメンバーを紹介した後、

委員会はステイムソン自身によって大統領の承認の下に設立されたこと、戦争期間中、この兵器（原爆）の統御、また戦後における統御組織に関して大統領に勧告することが目的であることを説明した。前日の暫定委員会で科学顧問団に同様の説明をしている。また原爆の戦時中における軍事的有用性より、その潜在拡張性の方が大きな関心事であること、これはマーシャルと認識を一つにしていることを説明した。

産業人に対しては、ソ連との開発段階の懸隔について特に正確な見通しを示して欲しいことを強調している。

ソ連との「競争力の差」とは、要するにソ連がアメリカに続いて原爆を開発し、核兵器保有国となるのにどのくらいの年数がかかるか、という見通しに他ならない。

このことは、アメリカが一体どのくらいの間「世界唯一の核兵器保有国」で有り続けるか、という疑問に答えることだ。

ここでの私の疑問は、この時のアメリカの支配層の考えは、ソ連が遅かれ早かれ核兵器保有国になるものだとして、

1. 出来るだけ遅く達成して欲しいのか？

2. 出来るだけ早く達成して欲しいのか？

このどちらを望んでいたのかという問題だ。常識的には「1. 遅く達成して欲しい。」である。この場合、アメリカの支配層は、戦後ソ連を敵対国とした準戦時体制が出来ただけ遅く実現して欲しいと考えていたことになる。というのは、前回45年5月31日の暫定委員会の議事録の検討を通じて、「警告なしの日本への原爆使用」の政策意図を、ソ連の目前で、原爆を日本に実戦使用し、ソ連を恐怖させて原爆開発の道へ狂奔させることだった、とまず結論した。

そしてこのことは、45年当時の科学者や政治家の一致した見解として、「世界に核軍拡競争」をもたらすことになることを見た。トルーマン政権は政策意図として「核軍拡競争の道」を選択したのである。このことは、「核兵器を真ん中に置いた準戦時体制」の構築を政策として採用したことになる。この準戦時体制は後に「冷戦」と呼ばれるようになる。したがって、「1. 出来るだけ遅く達成して欲しいのか？」それとも

「2. 出来るだけ早く達成して欲しいのか？」という二者択一問題は、自然と「トルーマン政権は、1. 出来るだけ遅く冷戦構造を構築したかったのか？ 2. 出来るだけ早く冷戦構造を構築したかったのか？」の二者択一問題に置き換わる。

ソ連が核兵器保有国でない冷戦構造はありえない。

すなわち、ソ連が核兵器保有国になるのが遅ければ遅いほど冷戦のスタートは遅れるのである。

「ソ連との懸隔」問題は、実は、戦後冷戦構造スタートの問題と密接に絡んでいる。

●ソ連の原爆はドイツの協力次第

ステイムソンのあいさつに続いて、すぐに原爆開発に関するソ連との懸隔について産業人の意見開陳に入っている。

デュポンの社長カーベントナーは、デュポン社は基礎計画を受け取ってハンフォード工場を完成するのに27ヶ月（2年3ヶ月）かかっている、全体基礎設計、建設、操業に要した人員は他関連人員も含めて1万人か

ら1万5000人程度だった、と説明。補助要員も確保できたので例がないほど素早く完成できた。ソ連の場合は、基礎計画があつても同様な工場を作るのに4年から5年かかるだろう。ソ連が抱える最大の問題は、大量の技術者の確保と生産設備の確保にあるのではないかと推測する。

当時ソ連は、ドイツとの戦いで国内生産設備は壊滅的な状況であり、すべての工業生産は軍事生産に集中的に振り向けられていた。それに人材、技術者は徹底的に不足していた。

ただし、とカーベントナーはいう。もしソ連が大量のドイツ人科学者を確保できて、I・Gファルベン産業やジーマンスの協力を得るならもつと短期間に完成するだろう、と述べた。

中途半端な終わり方だが、今回与えられた紙幅が尽きた。6月1日の会合の中身は次号以降で見ることにする。

（つづく）

（てつ） いさく／広島市在住、
ウェブジャーナリスト）

『誰も知らない』

是枝裕和監督

評者 鈴木右文

「誰も知らない」(二〇〇四)は「万引き家族」等で有名な社会派是枝裕和監督の作品で、日本の子供の貧困を現在の事件をもとに描いた。

描かれる一家は母親と、父親の違う五人の子供たち。子供たちはいわゆる無戸籍状態。母親と主人公である長男の二人暮らしを装い、残る四人の子供たちは外部に存在を知られないようにベランダにも出ない。子供たちは学校にも行っていない。

ある日母親は帰宅しなくなり(一度だけ戻った)、長男は母親の行先を突き止めるものにも出来ず、不良少年との付き合いを経てお金も減り、母親からの仕送りが滞りがちとなって、滞納で電気が止まり、水道も止まり、公園の水道から水を汲む生活となった。年長の子供たちの努力ではどうにもならず、家は散らかり放題、こっそりとコンビニの廃棄に回る弁当をもらって生活する状態に。長男は精神的に追い詰められ、

時間外で遊んでいるわずかの間に妹が椅子から落ちて死亡、スーツケースに隠し空港近くに埋めることに。日本でもこういう悲劇が起こりうる。自分もし失職したら、多額の負債を抱えたらと想像し他人事とは思えなくなる。ラスト近くで妹が埋められた後、上空を文明の粋を象徴する航空機が轟音をたてて通過していくコントラストが痛々しかった。

日本の問題ばかりを取り上げて、反日映画人などと言われることもあるようだが、これが実話をもとにした作品であることを忘れてはならない。子供の頃に、極貧の母親が子供に十円で買ってきたパンの耳を食べさせて自分は衰弱死したという新聞記事の見出し「母ちゃん頑張った」を見て号泣したのを思い出した。

長男役は、カンヌ国際映画祭で男優賞を受賞した。

(すぎき ゆうぶん/九州大学
言語文化研究院教員)

《編集後記》

▼今号のメインタイトルは「ロシアのウクライナ侵略と日本国憲法」としました。

今年の5月3日で、日本国憲法施行75周年を迎えました。75年といえども既に立派な歴史と言えるでしょう。

第2次世界大戦のあの惨禍からようやく脱し、紆余曲折を経ながら制定、施行された日本国憲法。「自由・平等・平和・民主主義・個人の尊厳・男女平等……」など、この憲法体制の下で形成され定着してきた新たな価値観は、明治憲法の下でつくられた天皇主権の皇国史観とは決別したまったく別物として、当時の広範な国民から歓迎されました。

戦地からの引き揚げ船の中で誰かが憲法の条文読み上げその内容を知った帰還兵の品川正治氏(後の経済同友会終身幹事/日本興亜損保社長・会長歴任)が感涙の涙を流したという話を彼の講演で聞いたことがあります。

軍国主義・皇国史観で苦しめられてきた当時の日本国民には、新憲法は、本当に「奴隷解放宣言」にも等

しかったのではと推測します。

75年も経つと内容に比べて実社会の未完なことが目立ちますが、条文と現実の間で大きな「齟齬」があるのは、内田樹氏も言うように当然の話で、「かくあるべし」という「目指すべき国のかたち」を指し示しているからこそ、「不定形な未来に輪郭を与える(内田)のだと思います。

改憲派が決まり文句のようにいう「古くなつたから現実に憲法を合わせるため書き換えよう」というのは、「俺は何度試験を受けても60点しか取れないから、これから60点を満点にしよう」という劣等生の言い分と変わらない——内田はこう批判する。なるほど。

(編集部N)

反戦情報編集部(代表:永田信男)

〒753-0212 山口市下小瀬2836-9

(T/F) 083-929-3674

山口連絡所

(T/F) 083-902-3030

郵便振替口座

01520-5-12786

加入者名 反戦情報

銀行口座

福岡銀行箱崎支店

普通預金 2012672

加入者名 永田信男

E-mail:nagatanobuo@gmail.com

バックナンバー紹介

反戦情報

2022・4・15 No.451

国際反戦世論でロシアの侵略おし戻そう!



- 1 世界一、内閣府の閣内閣 2 経済界の再編成について 栗原 浩二 12
- 3 米ロ空軍はウクライナ空軍にも脅威をよこす 21
- 4 二〇二二年のロシアの対米関係 中野 隆一 24
- 5 「ウクライナ危機」の真実 藤田 隆 26
- 6 アーレンのウクライナ侵襲に反対するワグネル兵 中野 隆一 28
- 7 アーレンのウクライナ侵襲に反対するワグネル兵 中野 隆一 28
- 8 アーレンのウクライナ侵襲に反対するワグネル兵 中野 隆一 28
- 9 アーレンのウクライナ侵襲に反対するワグネル兵 中野 隆一 28
- 10 アーレンのウクライナ侵襲に反対するワグネル兵 中野 隆一 28

反戦情報

2022・3・15 No.450

ロシアはウクライナ侵攻を即刻停止せよ!



- 1 世界一、内閣府の閣内閣 2 経済界の再編成について 栗原 浩二 12
- 3 米ロ空軍はウクライナ空軍にも脅威をよこす 21
- 4 二〇二二年のロシアの対米関係 中野 隆一 24
- 5 「ウクライナ危機」の真実 藤田 隆 26
- 6 アーレンのウクライナ侵襲に反対するワグネル兵 中野 隆一 28
- 7 アーレンのウクライナ侵襲に反対するワグネル兵 中野 隆一 28
- 8 アーレンのウクライナ侵襲に反対するワグネル兵 中野 隆一 28
- 9 アーレンのウクライナ侵襲に反対するワグネル兵 中野 隆一 28
- 10 アーレンのウクライナ侵襲に反対するワグネル兵 中野 隆一 28

反戦情報

2022・2・15 No.449

沖縄を再び戦場にする事は許さない!



- 1 世界一、内閣府の閣内閣 2 経済界の再編成について 栗原 浩二 12
- 3 米ロ空軍はウクライナ空軍にも脅威をよこす 21
- 4 二〇二二年のロシアの対米関係 中野 隆一 24
- 5 「ウクライナ危機」の真実 藤田 隆 26
- 6 アーレンのウクライナ侵襲に反対するワグネル兵 中野 隆一 28
- 7 アーレンのウクライナ侵襲に反対するワグネル兵 中野 隆一 28
- 8 アーレンのウクライナ侵襲に反対するワグネル兵 中野 隆一 28
- 9 アーレンのウクライナ侵襲に反対するワグネル兵 中野 隆一 28
- 10 アーレンのウクライナ侵襲に反対するワグネル兵 中野 隆一 28

反戦情報

2022・1・15 No.448

日本の対米従属政治を改めて問う



- 1 世界一、内閣府の閣内閣 2 経済界の再編成について 栗原 浩二 12
- 3 米ロ空軍はウクライナ空軍にも脅威をよこす 21
- 4 二〇二二年のロシアの対米関係 中野 隆一 24
- 5 「ウクライナ危機」の真実 藤田 隆 26
- 6 アーレンのウクライナ侵襲に反対するワグネル兵 中野 隆一 28
- 7 アーレンのウクライナ侵襲に反対するワグネル兵 中野 隆一 28
- 8 アーレンのウクライナ侵襲に反対するワグネル兵 中野 隆一 28
- 9 アーレンのウクライナ侵襲に反対するワグネル兵 中野 隆一 28
- 10 アーレンのウクライナ侵襲に反対するワグネル兵 中野 隆一 28

反戦情報

2021・12・15 No.447

岸田首相は誰の声を聴くのが得意なのか?



- 1 世界一、内閣府の閣内閣 2 経済界の再編成について 栗原 浩二 12
- 3 米ロ空軍はウクライナ空軍にも脅威をよこす 21
- 4 二〇二二年のロシアの対米関係 中野 隆一 24
- 5 「ウクライナ危機」の真実 藤田 隆 26
- 6 アーレンのウクライナ侵襲に反対するワグネル兵 中野 隆一 28
- 7 アーレンのウクライナ侵襲に反対するワグネル兵 中野 隆一 28
- 8 アーレンのウクライナ侵襲に反対するワグネル兵 中野 隆一 28
- 9 アーレンのウクライナ侵襲に反対するワグネル兵 中野 隆一 28
- 10 アーレンのウクライナ侵襲に反対するワグネル兵 中野 隆一 28

反戦情報

2021・11・15 No.446

薄水「勝利」岸田新政権、幹部落選は相つく



- 1 世界一、内閣府の閣内閣 2 経済界の再編成について 栗原 浩二 12
- 3 米ロ空軍はウクライナ空軍にも脅威をよこす 21
- 4 二〇二二年のロシアの対米関係 中野 隆一 24
- 5 「ウクライナ危機」の真実 藤田 隆 26
- 6 アーレンのウクライナ侵襲に反対するワグネル兵 中野 隆一 28
- 7 アーレンのウクライナ侵襲に反対するワグネル兵 中野 隆一 28
- 8 アーレンのウクライナ侵襲に反対するワグネル兵 中野 隆一 28
- 9 アーレンのウクライナ侵襲に反対するワグネル兵 中野 隆一 28
- 10 アーレンのウクライナ侵襲に反対するワグネル兵 中野 隆一 28